

SI SOLAR



TEPCO
LIFE SERVICE

ゼロからソーラー・ゼロからデンチ ゼロからでんき申込書



ゼロからソーラー・ゼロからデンチ・ゼロからでんきにお申し込み頂ける方

以下の項目全てに該当する個人の方

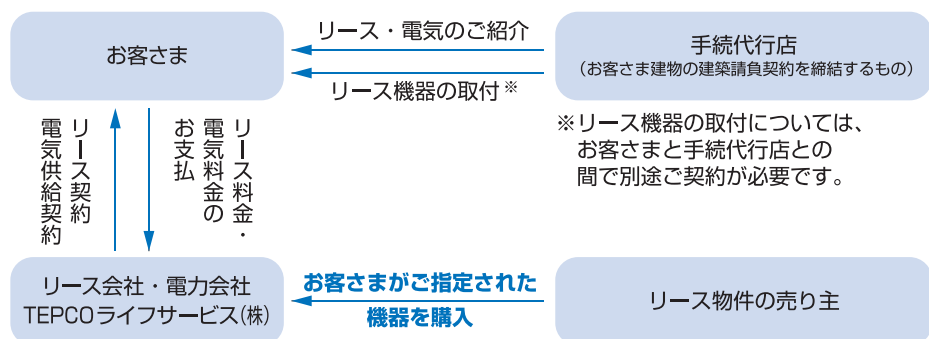
- ① 定職・定収入(年金を含みます)がある方
- ② 申込時に 20 歳以上 70 歳未満の方
- ③ 主に居住用として新築戸建住宅をご購入される方
※建売住宅、集合住宅、中古住宅をご購入される方はお申しいただけません。
- ④ 金融機関等の住宅ローン(住宅資金融資)の融資を受けて
新築戸建住宅を購入される方(注1)
※勤務先からの借入や諸費用ローン、フリーローン事業性融資をご利用される方はお申しいただけません。
- ⑤ 固定電話または申込者名義の携帯電話をお持ちで、電話連絡が可能な方(注2)
- ⑥ 申込者名義または連帯保証人予定者名義の金融機関口座
(ゆうちょ銀行を含みます)を有する方
- ⑦ 住宅用途のため、リース機器をご自分で使用される方
- ⑧ 申込者の記載事項に疑義のない方

注1 住宅ローンが連帯債務契約または連帯保証契約の場合、連帯債務者様または連帯保証人様に審査の上、本リース契約の連帯保証人になっていただく必要があります。

注2 申込者名義の携帯電話を所有されていない方は、引渡後に電話を新規開設の上、TEPCO ライフサービスにご連絡いただく必要があります。

ご契約にあたっては、審査がございます。リース会社が必要と判断する場合、連帯保証人をお付けいただくようお願いする場合がございます。また、審査の結果、お申込をお受けできない場合がございます。

契約のしくみ



申込書送付時チェックリスト

お申込に次の書類が必要です

- ☐ ゼロからソーラー・ゼロからデンチ
ゼロからでんき申込書
2 枚目のみお送りください
- ☐ 本人確認書類
(運転免許証、健康保険証等) の写し
(連帯保証人予定者様を含みます)

- ☐ ①住宅ローンの本(正式)審査結果通知書の写し
- ☐ ②住宅ローンの仮(事前)審査結果通知書の写し
- ☐ ③建築請負契約書の写し

いずれかひとつ以上が必要となります。
なお、リース契約成立時は①と③が必要です。

ご郵送時もう一度ご確認ください

[2020.A]

本書有効期限2020年12月31日申込分まで

◎太枠内にボールペンで強くはっきりと記入ください。

太陽光発電システムの場合は、モジュールの合計出力をご記載ください。

お客様がこの申込書を記入
された日をご記載ください。

[illegible]

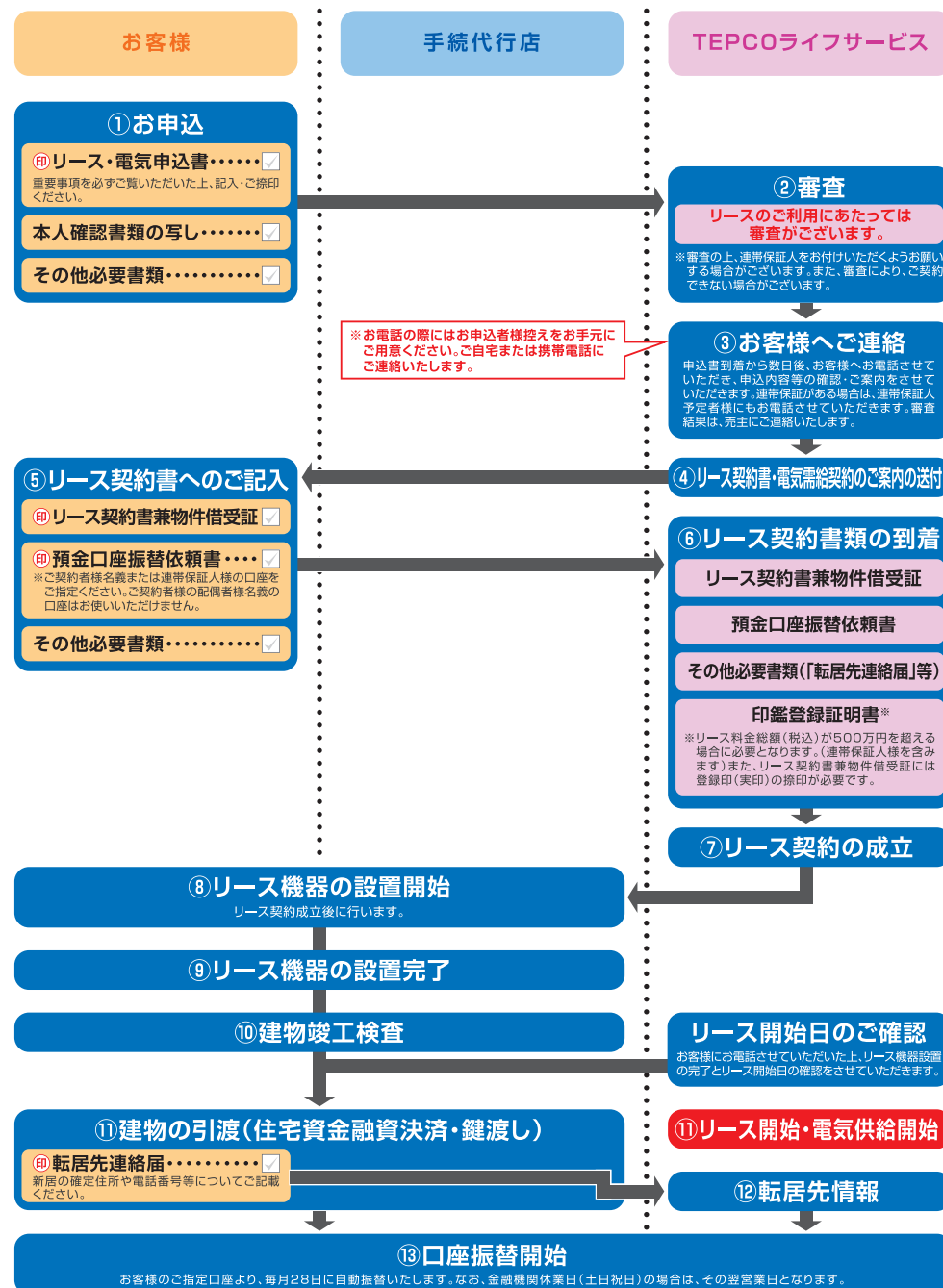
リース対象機器の申込コードに
該当するそれぞれの月額リース料金の
合計をご記載ください。

申込書の末尾に重要事項を記載しておりますので、必ずご覧いただいた上、
チェックをしてください。

●重要

- リース借受日(リース契約の開始日)は原則、不動産(建物)の引渡日となります。新居への入居日ではありません。
- 本申込書の「②お申込者様控え」(用紙の右上に記載)以降の用紙は必ずお申込者様が保管ください。手続代行店はお申込者様にお渡しください。

ご契約までの流れ



ゼロからソーラー・ゼロからデンチ・ゼロからでんき申込書 送付用

お申込日 西暦 年 月 日
契約番号

TEPCO ライフサービス株式会社 宛
東京都港区東新橋2丁目9番1号 CIRCLES 汐留7階

私は、本書記載のリース取引内容によりリース取引を申込ます。裏面契約条項及びリース 重要事項説明書の記載内容を確認し、①～⑥にご署名、ご記入、ご捺印またはチェック(✓)ください。本書は申込者ご本人にて記載してください。

本書（1 枚目）をお送りください。
2 枚目以降はお客様控えですでお送りいただく必要はございません。

① ご契約者様について									
お名前	フリガナ			印	生年月日		西暦 年 月 日		
					性 別		男・女 配偶者 有・無		
					家族構成		人（本人含む）		
ご住所	フリガナ			扶養人数		人			
	〒 (-)			電話番号		自宅		()	
						携帯		()	
			E-MAIL						
ご住居 1. 自宅 2. 賃貸 3. 寮 4. その他 ()					居住年数		1. 1年未満 2. 3年未満 3. 5年未満 4. 5年以上 5. 10年未満 6. 10年以上		
ご収入	☐ 給与所得（役員報酬）			ご年収	万円				
	☐ 事業所得（自営業）								
	☐ 年金受給				年金受給額/年		万円		
ご職業	1. 会社員 2. 会社役員 3. 公務員 4. 自営業 5. 派遣社員 6. 契約社員 7. 嘱託社員 8. アルバイト 9. 主婦 10. 学生 11. 年金			社員数		1. 1,000人以上 2. 500人以上 3. 100人以上 4. 20人以上 5. 20人未満		勤続年数	
	フリガナ			所在地		〒 (-)		1. 1年未満 2. 3年未満 3. 5年未満 4. 5年以上 5. 10年未満 6. 10年以上	
	ご勤務先			電話番号		()			
② リース機器を設置するお住まい及び住宅ローン利用予定について									
ご住所	フリガナ			引渡予定日		西暦 年 月 日			
	〒 (-)			入居予定日		西暦 年 月 日			
				建物区分		☐ 一般 ☐ 店舗併用住宅			
住宅ローン	借入先	銀行 信用組合		不動産（土地・建物）購入予定価格		万円			
		信用金庫 農協		住宅ローン借入予定額		万円			
		労働金庫 その他		住宅ローン借入期間		年			
				住宅ローン連帯債務者又は連帯保証人		有・無			

有の場合はご記入ください ↓

③ 連帯保証人様について										
ご契約者様との関係 ☐ 夫婦 ☐ 親子 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他 ()				生計区分		同一生計・別生計				
お名前	フリガナ			印	生年月日		西暦 年 月 日			
					性 別		男・女 配偶者 有・無			
					家族構成		人（本人含む）			
ご住所	フリガナ			扶養人数		人				
	〒 (-)			電話番号		自宅		()		
						携帯		()		
			E-MAIL							
ご勤務先	フリガナ			ご年収	万円		所在地		〒 (-)	
	居住予定				新居に転居・現住所のまま		電話番号		()	

④ 申込内容					
リース対象機器		数量	申込コード		
太陽光発電システム（合計出力 KW）					
蓄電池システム					
その他					
その他					
その他					
その他					
リース期間	10年（120か月）	お支払回数	120回	お支払方法	口座自動振替
月額リース料金（税込）		¥			
お支払日（振替日）		借受日（リース開始日）の属する月の翌月以降毎月28日 ※金融機関が休業日の場合、翌営業日となります			
リース期間満了後の取扱について		お客様がリース料を全額お支払い済みの場合、 リース対象機器の所有権は自動的にお客様に移転します。			
ゼロからでんきの申込		ゼロからでんきを申し込む		確認	☒

⑤ 重要事項のご確認及び同意について		
本申込書に添付される重要事項説明書をご確認の上、確認欄にチェックをしてください		
「リース契約条項」に記載の内容を確認しました	確認	☐
「リース契約に関する重要事項説明書」に記載の内容を確認しました	確認	☐
「電気需給約款、メニュー定義書【ゼロからでんきプラン】、メニュー定義書【デンチ割】、メニュー定義書【ソーラー割】」に記載の内容を確認しました	確認	☐
「電気需給契約に関する重要事項説明書」に記載の内容を確認しました	確認	☐

⑥ 手続代行店について			
社名			所在
契約担当者			電話番号
事務担当者			物件売主

申込No.

リース契約条項

第 1 条 (このリース契約の趣旨)

1. TEPCO ライフサービス株式会社 (以下「乙」といいます。) は、お客さま (以下「甲」といいます。) が指定した表記リース物件 (以下「物件」といいます。) を表記リース物件の売主 (以下「売主」といいます。) から買い受けて甲にリースし、甲はこれを借り受けます。
2. この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第 2 条 (物件の引渡し)

1. 物件は、売主から表記商品設置先に搬入されるものとし、甲は物件が搬入及び設置が完了したときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって甲の負担で売主のために物件を保管します。
2. 甲は、搬入された物件について、甲の負担で直ちに次の各号について検査を行うものとします。
 - (1) 甲が指定した品名、型式及び数量の通り相違ないこと
 - (2) 外観上の破損や汚れがない新品であること
 - (3) 施工上の不具合がないこと
 - (4) 物件が正常に稼働すること
 - (5) 前各号のほか、物件の品質、種類及び数量 (規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含みます。) についてこの契約の内容に適合していない点がないこと
3. 甲は、前項のすべての検査項目について適合していることを確認したときは、直ちに当該確認を行った日付を記載した乙所定の物件借受証を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは物件借受証に記載された日付 (以下「借受日」といいます。) をもって完了するものとします。
4. 前項において検査項目について適合していることを確認した日が、表記商品設置先の不動産について甲が引渡しを受けた日より前である場合、甲は、前項の定めにかかわらず当該不動産の引渡し日を記載した物件借受証を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは当該借受日をもって完了するものとします。
5. 甲が正当な理由がないのに物件の受領を拒み、又は第 2 項各号の検査項目に適合しない項目がないにもかかわらず物件借受証を交付しない場合、乙はこの契約を解除することができるものとします。この場合、甲は売主との間で直接、解除後の物件の精算について解決するものとします。

第 3 条 (物件の品質等の不適合等)

1. 物件の品質、種類及び数量 (規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含みます。) がこの契約の内容に適合していない場合又は施工上の不具合があった場合においても、乙は責任を負わないものとします。
2. 前条に定める検査において不適合が判明した場合又は検査のときには通常発見できないような不適合が検査後に判明した場合、売主が甲に対して直接に責任を負うものとし、乙は、甲からの請求に基づき、かかる不適合に関して売主に対してその責任を請求できる乙の権利を甲に譲渡する手続をとるなど、甲の売主への直接請求に協力するものとします。
3. 乙は、甲からの所定の書面による申出により、物件について前項に定める不適合があると認めた場合、当該不適合が解消されたとき乙が認めるまでの間、原則としてリース料の請求を停止するものとします。
4. 天災地変等の不可抗力や乙の責めに帰すことができない事由によって、物件の引渡しが遅延し又は不能になった場合、乙はその責めを負わないものとします。

第 4 条 (物件の所有権等標識)

1. 乙は、物件がこの契約の対象リース物件である旨の標識を物件に貼付することができるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に当該標識を貼付します。
2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された前項の標識を維持します。

第 5 条 (物件の使用)

1. 甲は、第 2 条第 3 項又は第 4 項による物件の引渡完了後リース期間が満了するまでの間、表記商品設置先において物件を使用することができます。
2. 甲は、物件の引渡完了後リース期間が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 物件の改造、加工等、原状を変更する行為
 - (2) 第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害する行為
 - (3) 第三者への転貸
 - (4) 物件の占有を移転し、又は表記商品設置先からの移設
 - (5) この契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること
3. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第 6 条 (リース期間)

リース期間は、借受日 (以下「リース開始日」といいます。) から起算して表記リース期間に記載された期間とします。

第 7 条 (リース料金)

1. 甲は乙に対し表記月額リース料金 (税込) を、表記お支払方法及びお支払日 (振替日) に記載の条件に従って、リース料金を支払います。
2. 甲は、表記お支払方法及びお支払日 (振替日) 以外の方法でリース料金の支払いをする場合の支払いに要する費用 (銀行振込手数料又はコンビニ払込手数料等) を負担します。
3. 甲は、リース開始日の税率に基づいて計算した消費税相当額を負担するものとし、消費税額が増額された場合にはその増額分を負担するものとします。

第 8 条 (保険)

1. 乙は、リース期間中、物件に動産総合保険を付保します。
2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
3. 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。

- (1) 物件が修理可能の場合で、甲が物件を自らの費用で修繕し修復した場合に限って、乙は保険金相当額を甲に支払います。
- (2) 物件が滅失し又は損傷して修復不能の場合、甲は乙に支払われた保険金額を限度として物件に係る第 10 条第 1 項に定める損害賠償金の支払いを免れます。

第 9 条 (契約違反・期限の利益の喪失)

1. 甲が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然にこの契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残リース料全額を乙に支払います。
 - (1) 物件が修理可能の場合で、甲が物件を自らの費用で修繕し修復した場合に限って、乙は保険金相当額を甲に支払います。
 - (2) 物件が滅失し又は損傷して修復不能の場合、甲は乙に支払われた保険金額を限度として物件に係る第 10 条第 1 項に定める損害賠償金の支払いを免れます。
 - (2) この契約の申込時の申告に虚偽があることが判明したとき
 - (3) この契約の条項の一つにでも違反したとき
 - (4) 小切手又は手形の不渡りを 1 回でも発生させたとき、債務者となる電子記録債権が支払不能となったとき、その他支払いを停止したとき
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、又は再生手続、更生手続若しくは破産手続開始の申立てがあったとき
 - (6) この契約以外に乙と締結している他の契約がある場合で当該契約に基づく債務の履行が遅滞し、又は当該契約条項に違反したとき
2. 甲が乙に対して直ちに前項の支払いをしないときは、乙は催告を要し

ないで通知のみで、この契約を解除することができます。

3. 前項の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は第 12 条の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、損害賠償として残リース料相当額を直ちに乙に支払います。
4. 前項において物件の返還が不能である場合、甲は乙の請求により損害賠償として、残リース料相当額を直ちに乙に支払います。

第 10 条 (物件の滅失・損傷)

1. リース期間中、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任によらない事由により生じた物件の滅失、損傷その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は残リース料相当額の損害賠償金を乙に支払います。
2. 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第 11 条 (遅延損害金)

甲は、リース料金その他この契約に基づく金銭債務の支払いを怠った場合又は乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠った場合、当該支払期日又は立替払日の翌日から支払い済みに至るまで支払うべき金額に対して年 6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 12 条 (物件の返還及び精算)

1. この契約が又は契約の解除により終了した場合、甲は直ちに物件を乙の指定する場所に返還します。
2. 前項の返還に係る費用は甲が負担するものとします。
3. 甲が物件の返還を遅延し、乙から催告を受けたときは、甲は返還が完了するまでの間、遅延日数に応じてリース料金相当額の損害金を乙に支払うとともにこの契約の定めに従います。
4. 甲が物件の返還を遅延した場合、乙又は乙の指定する者により行われる物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
5. 本条に基づき、物件が返還され、かつ、甲が乙に対し負担する損害賠償金その他この契約に基づく金銭債務の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差し引いた金額を甲に返還します。

第 13 条 (リース期間満了後の対応)

リース期間満了が満了した場合において、甲がリース期間のリース料の全額を支払っている場合、物件の所有権は何らの手続を要することなく甲に無償で移転するものとし、甲は物件を取得するものとします。

第 14 条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、この契約を承認し、甲がこの契約に基づいて乙に対し負担する以下の金銭債務 (以下「主たる債務」といいます。) について、甲と連帯して保証し、保証債務を履行します。
 - (1) 第 7 条第 1 項に規定するリース料及び第 7 条第 3 項に規定する消費税相当額
 - (2) 第 9 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 10 条第 1 項に基づき支払いが必要となる残リース料全額及び残リース料相当額の損害賠償金
 - (3) 第 12 条第 3 項に規定する損害金
2. 連帯保証人は、乙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。また、連帯保証人は、この契約による甲のすべての債務が完済されるまで乙の権利に代位しません。
3. 乙が連帯保証人 [のいずれか一人] に対して履行の請求をしたときは、甲 [及び他の連帯保証人] に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
4. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
 - (1) 甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がな

いことを、乙に対して表明及び保証します。

- ①財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- (2) 法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
5. 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第 15 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び連帯保証人は、この契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団等」といいます。) に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) その他暴力団等との社会的に避難されるべき関係を有すること
2. 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を棄損し、又は乙の業務を妨害する行為
3. 甲、連帯保証人が暴力団等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除にともなう措置については、第 9 条が適用されるものとします。
4. 前項の乙の権利行使により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第 16 条 (費用負担額)

1. 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2. 甲は、この契約に基づく支払いに課される消費税額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

第 17 条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第 18 条 (合意管轄)

甲は、この契約について紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、甲の住所地、契約地及び乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

ゼロからソーラー・ゼロからデンチ・ゼロからでんき申込書

お客様控え

お申込日 西暦 年 月 日
契約番号

TEPCO ライフサービス株式会社 宛
東京都港区東新橋2丁目9番1号 CIRCLES 汐留7階

私は、本書記載のリース取引内容によりリース取引を申します。裏面契約条項及びリース 重要事項説明書の記載内容を確認し、①～⑥にご署名、ご記入、ご捺印またはチェック(✓)ください。本書は申込者ご本人にて記載してください。

1 枚目の送付用をお送りください。
本書はお客様控えですでお送りいただく必要はございません。

① ご契約者様について									
お名前	フリガナ			印	生年月日		西暦 年 月 日		
					性別		男・女 配偶者 有・無		
					家族構成		人(本人含む)		
ご住所	フリガナ			扶養人数		人			
	〒 ()			電話番号		自宅 ()		携帯 ()	
				E-MAIL					
ご住居 1. 自宅 2. 賃貸 3. 寮 4. その他 ()					居住年数		1. 1年未満 2. 3年未満 3. 5年未満 4. 5年以上 5. 10年未満 6. 10年以上		
ご収入	給与所得(役員報酬) 〇			ご年収		万円		〇国民年金 〇厚生年金	
	事業所得(自営業) 〇			年金受給額/年		万円		〇共済年金 〇その他	
ご職業	1. 会社員 2. 会社役員 3. 公務員 4. 自営業 5. 派遣社員 6. 契約社員 7. 嘱託社員 8. アルバイト 9. 主婦 10. 学生 11. 年金			社員数		1. 1,000人以上 2. 500人以上 3. 100人以上 4. 20人以上 5. 20人未満		勤続年数 1. 1年未満 2. 3年未満 3. 5年未満 4. 5年以上 5. 10年未満 6. 10年以上	
	フリガナ			所在地		〒 ()			
	ご勤務先			電話番号		()			
② リース機器を設置するお住まい及び住宅ローン利用予定について									
ご住所	フリガナ			引渡予定日		西暦 年 月 日			
	〒 ()			入居予定日		西暦 年 月 日			
				建物区分		〇一般 〇店舗併用住宅			
住宅ローン	借入先	銀行		信用組合		不動産(土地・建物)購入予定価格		万円	
		信用金庫		農協		住宅ローン借入予定額		万円	
		労働金庫		その他		住宅ローン借入期間		年	
						住宅ローン連帯債務者又は連帯保証人		有・無	

有の場合はご記入ください

③ 連帯保証人様について									
ご契約者様との関係 〇夫婦 〇親子 〇兄弟姉妹 〇その他 ()					生計区分 同一生計・別生計				
お名前	フリガナ			印	生年月日		西暦 年 月 日		
					性別		男・女 配偶者 有・無		
					家族構成		人(本人含む)		
ご住所	フリガナ			扶養人数		人			
	〒 ()			電話番号		自宅 ()		携帯 ()	
				E-MAIL					
ご勤務先	フリガナ			ご年収		万円		所在地 〒 ()	
				居住予定		新居に転居・現住所のまま		電話番号 ()	

④ 申込内容					
リース対象機器		数量	申込コード		
太陽光発電システム(合計出力 KW)					
蓄電池システム					
その他					
その他					
その他					
その他					
リース期間	10年(120か月)	お支払回数	120回	お支払方法	口座自動振替
月額リース料金(税込)		¥			
お支払日(振替日)		借受日(リース開始日)の属する月の翌月以降毎月28日 ※金融機関が休業日の場合、翌営業日となります			
リース期間満了後の取扱について		お客様がリース料を全額お支払い済みの場合、 リース対象機器の所有権は自動的にお客様に移転します。			
ゼロからでんきの申込		ゼロからでんきを申し込む		確認	〇

⑤ 重要事項のご確認及び同意について		
本申込書に添付される重要事項説明書をご確認の上、確認欄にチェックをしてください		
「リース契約条項」に記載の内容を確認しました	確認	〇
「リース契約に関する重要事項説明書」に記載の内容を確認しました	確認	〇
「電気需給約款、メニュー定義書[ゼロからでんきプラン]、メニュー定義書[デンチ割]、メニュー定義書[ソーラー割]」に記載の内容を確認しました	確認	〇
「電気需給契約に関する重要事項説明書」に記載の内容を確認しました	確認	〇

⑥ 手続代行店について			
社名			所在
契約担当者			電話番号
事務担当者			物件売主

申込No.

リース契約条項

第 1 条 (このリース契約の趣旨)

1. TEPCO ライフサービス株式会社 (以下「乙」といいます。) は、お客さま (以下「甲」といいます。) が指定した表記リース物件 (以下「物件」といいます。) を表記リース物件の売主 (以下「売主」といいます。) から買い受けて甲にリースし、甲はこれを借り受けます。
2. この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第 2 条 (物件の引渡し)

1. 物件は、売主から表記商品設置先に搬入されるものとし、甲は物件が搬入及び設置が完了したときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって甲の負担で売主のために物件を保管します。
2. 甲は、搬入された物件について、甲の負担で直ちに次の各号について検査を行うものとします。
 - (1) 甲が指定した品名、型式及び数量の通り相違ないこと
 - (2) 外観上の破損や汚れがない新品であること
 - (3) 施工上の不具合がないこと
 - (4) 物件が正常に稼働すること
 - (5) 前各号のほか、物件の品質、種類及び数量 (規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含みます。) についてこの契約の内容に適合していない点がないこと
3. 甲は、前項のすべての検査項目について適合していることを確認したときは、直ちに当該確認を行った日付を記載した乙所定の物件借受証を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは物件借受証に記載された日付 (以下「借受日」といいます。) をもって完了するものとします。
4. 前項において検査項目について適合していることを確認した日が、表記商品設置先の不動産について甲が引渡しを受けた日より前である場合、甲は、前項の定めにかかわらず当該不動産の引渡し日を記載した物件借受証を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは当該借受日をもって完了するものとします。
5. 甲が正当な理由がないのに物件の受領を拒み、又は第 2 項各号の検査項目に適合しない項目がないにもかかわらず物件借受証を交付しない場合、乙はこの契約を解除することができるものとします。この場合、甲は売主との間で直接、解除後の物件の精算について解決するものとします。

第 3 条 (物件の品質等の不適合等)

1. 物件の品質、種類及び数量 (規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含みます。) がこの契約の内容に適合していない場合又は施工上の不具合があった場合においても、乙は責任を負わないものとします。
2. 前条に定める検査において不適合が判明した場合又は検査のときには通常発見できないような不適合が検査後に判明した場合、売主が甲に対して直接に責任を負うものとし、乙は、甲からの請求に基づき、かかる不適合に関して売主に対してその責任を請求できる乙の権利を甲に譲渡する手続をとるなど、甲の売主への直接請求に協力するものとします。
3. 乙は、甲からの所定の書面による申出により、物件について前項に定める不適合があると認めた場合、当該不適合が解消されたとき乙が認めるまでの間、原則としてリース料の請求を停止するものとします。
4. 天災地変等の不可抗力や乙の責めに帰すことができない事由によって、物件の引渡しが遅延し又は不能になった場合、乙はその責めを負わないものとします。

第 4 条 (物件の所有権等標識)

1. 乙は、物件がこの契約の対象リース物件である旨の標識を物件に貼付することができるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に当該標識を貼付します。
2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された前項の標識を維持します。

第 5 条 (物件の使用)

1. 甲は、第 2 条第 3 項又は第 4 項による物件の引渡完了後リース期間が満了するまでの間、表記商品設置先において物件を使用することができます。
2. 甲は、物件の引渡完了後リース期間が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 物件の改造、加工等、原状を変更する行為
 - (2) 第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害する行為
 - (3) 第三者への転貸
 - (4) 物件の占有を移転し、又は表記商品設置先からの移設
 - (5) この契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること
3. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第 6 条 (リース期間)

リース期間は、借受日 (以下「リース開始日」といいます。) から起算して表記リース期間に記載された期間とします。

第 7 条 (リース料金)

1. 甲は乙に対し表記月額リース料金 (税込) を、表記お支払方法及びお支払日 (振替日) に記載の条件に従って、リース料金を支払います。
2. 甲は、表記お支払方法及びお支払日 (振替日) 以外の方法でリース料金の支払いをする場合の支払いに要する費用 (銀行振込手数料又はコンビニ払込手数料等) を負担します。
3. 甲は、リース開始日の税率に基づいて計算した消費税相当額を負担するものとし、消費税額が増額された場合にはその増額分を負担するものとします。

第 8 条 (保険)

1. 乙は、リース期間中、物件に動産総合保険を付保します。
2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
3. 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。

- (1) 物件が修理可能の場合で、甲が物件を自らの費用で修繕し修復した場合に限って、乙は保険金相当額を甲に支払います。
- (2) 物件が滅失し又は損傷して修復不能の場合、甲は乙に支払われた保険金額を限度として物件に係る第 10 条第 1 項に定める損害賠償金の支払いを免れます。

第 9 条 (契約違反・期限の利益の喪失)

1. 甲が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然にこの契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残リース料全額を乙に支払います。
 - (1) 物件が修理可能の場合で、甲が物件を自らの費用で修繕し修復した場合に限って、乙は保険金相当額を甲に支払います。
 - (2) 物件が滅失し又は損傷して修復不能の場合、甲は乙に支払われた保険金額を限度として物件に係る第 10 条第 1 項に定める損害賠償金の支払いを免れます。
2. 甲が乙に対して直ちに前項の支払いをしないときは、乙は催告を要し

- ないで通知のみで、この契約を解除することができます。
3. 前項の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は第 12 条の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、損害賠償として残リース料相当額を直ちに乙に支払います。
4. 前項において物件の返還が不能である場合、甲は乙の請求により損害賠償として、残リース料相当額を直ちに乙に支払います。

第 10 条 (物件の滅失・損傷)

1. リース期間中、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任によらない事由により生じた物件の滅失、損傷その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は残リース料相当額の損害賠償金を乙に支払います。
2. 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第 11 条 (遅延損害金)

甲は、リース料金その他この契約に基づく金銭債務の支払いを怠った場合又は乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠った場合、当該支払期日又は立替払日の翌日から支払い済みに至るまで支払うべき金額に対して年 6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 12 条 (物件の返還及び精算)

1. この契約が又は契約の解除により終了した場合、甲は直ちに物件を乙の指定する場所に返還します。
2. 前項の返還に係る費用は甲が負担するものとします。
3. 甲が物件の返還を遅延し、乙から催告を受けたときは、甲は返還が完了するまでの間、遅延日数に応じてリース料金相当額の損害金を乙に支払うとともにこの契約の定めに従います。
4. 甲が物件の返還を遅延した場合、乙又は乙の指定する者により行われる物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
5. 本条に基づき、物件が返還され、かつ、甲が乙に対し負担する損害賠償金その他この契約に基づく金銭債務の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差し引いた金額を甲に返還します。

第 13 条 (リース期間満了後の対応)

リース期間満了が満了した場合において、甲がリース期間のリース料の全額を支払っている場合、物件の所有権は何らの手続を要することなく甲に無償で移転するものとし、甲は物件を取得するものとします。

第 14 条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、この契約を承認し、甲がこの契約に基づいて乙に対し負担する以下の金銭債務 (以下「主たる債務」といいます。) について、甲と連帯して保証し、保証債務を履行します。
 - (1) 第 7 条第 1 項に規定するリース料及び第 7 条第 3 項に規定する消費税相当額
 - (2) 第 9 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 10 条第 1 項に基づき支払いが必要となる残リース料全額及び残リース料相当額の損害賠償金
 - (3) 第 12 条第 3 項に規定する損害金
2. 連帯保証人は、乙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。また、連帯保証人は、この契約による甲のすべての債務が完済されるまで乙の権利に代位しません。
3. 乙が連帯保証人 [のいずれか一人] に対して履行の請求をしたときは、甲 [及び他の連帯保証人] に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
4. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
 - (1) 甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がな

いことを、乙に対して表明及び保証します。

- ①財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- (2) 法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
5. 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第 15 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び連帯保証人は、この契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団等」といいます。) に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) その他暴力団等との社会的に避難されるべき関係を有すること
2. 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を棄損し、又は乙の業務を妨害する行為
3. 甲、連帯保証人が暴力団等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除にともなう措置については、第 9 条が適用されるものとします。
4. 前項の乙の権利行使により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第 16 条 (費用負担額)

1. 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2. 甲は、この契約に基づく支払いに課される消費税額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

第 17 条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第 18 条 (合意管轄)

甲は、この契約について紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、甲の住所地、契約地及び乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

「リース契約に関する重要事項説明書」

- 本書をご覧ください、申込書にご記載いただいた上、お申込みください。
- ご不明点がございましたら、①製品や設置工事に関することは、物件の売主・代理店・TEPCO ライフサービス(株)に、②リースに関することは、TEPCO ライフサービス(株)にお問い合わせください。

① リース契約に関する重要事項

1 利用条件について

お申込みにあたっては、申込書裏面の利用条件をご覧ください。

2 審査について

本リース契約にあたっては、審査によりご契約をお受けできない場合があります。また、審査の結果、連帯保証人をお付けいただくようお願いさせていただく場合があります。

3 契約開始日について

本リース契約開始日は、原則としてお客様が建物の引き渡しを受けた日といたします。

4 製品のトラブルについて

- 本リース契約の対象となる製品の利用開始時に下記のトラブルがある場合は、手続代行店または TEPCO ライフサービス(株)にご連絡ください。
 - ・お客様がご指定された製品、数量、条件と異なる場合
 - ・製品が新品ではない場合、製品に汚れや破損がある場合
 - ・設置工事に不具合がある場合
 - ・正常に稼働しない場合
- 本リース契約の対象となる製品についてメーカー等による保守サービスが適切になされない場合は、TEPCO ライフサービス(株)にご連絡ください。

5 トラブルが生じた場合

前項のトラブルが生じた場合、対応がなされるまでの間、リース料金の支払を停止できる場合があります。(ただし、個別事情により、停止できない場合があります。)詳細については、別途 [本リース契約第3条第3項] をご覧いただいた上、TEPCO ライフサービス(株)にご連絡ください。

6 リース料金のお支払方法について

リース料金のお支払方法は、ご契約者様または連帯保証人様ご名義の金融機関口座自動振替とさせていただきます。

7 中途解約について

本リース契約は中途解約することはできませんが、万が一、TEPCO ライフサービス(株)の了解を得て本リース契約を中途解約される場合は、残リース料相当額相当の解約金を申し受けます。

8 取消・撤回等について

手続代行店が、本リース契約の加入に際し、法定の事項について、事実と反することを告げ、または、故意に事実を告げなかったことにより、当該事項について誤認し、本リース契約の申込みまたは承諾の意思表示をした場合等その他消費者契約法第4条第1項から第4項までの規定に基づいて本リース契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しが認められる場合(下記の場合を除きます。)、当該意思表示を取り消すことができます。

- お客様が事業として行った場合
- 追認できる時から1年が経過した場合
- 本リース契約の締結から5年が経過した場合

9 リース契約期間満了後の製品の取扱いについて

リース期間満了後、リース料金を全額お支払いいただいている場合、本リース契約の対象となる製品の所有権は無償にてお客様に移転いたします。

10 保証サービスについて

本リース契約の対象となる製品が故障した場合の保証については、当該製品の[メーカー等]が対応いたします。なお、詳細は[メーカー等]が発行する保証書をご覧ください。

② 個人情報の取得・保有・利用・委託・提供に関する規程について

第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託・提供)

1. 契約者(申込者を含みます。以下同じ。)及び連帯保証人(申込者を含みます。以下同じ。)は、本リース契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む TEPCO ライフサービス(株) (以下「当社」と言います。)との取引に係る信用判断及び信用管理、並びに、当社が実施するサービスに関する情報提供、営業上の諸施策、市場調査及びマーケティングに利用する目的で、下記の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得・利用することに同意します。
 - ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、家族構成、住居状況、勤務先
 - ②申込日、契約日、製品名、契約額、定期の支払金額、支払回数、支払方法、振替口座等、本リース契約の内容に関する事項

- ③物件の設置場所
 - ④本リース契約に関する支払金額の残高、返済状況
 - ⑤資産、負債、収入、支出等、本リース契約に関して契約者等が告げた情報
 - ⑥当社が取得したクレジット利用履歴及び債務の返済状況（次条に定める信用情報機関から取得した情報は含みません）
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく場合または当社が必要と認めた場合において、運転免許証及び住民票等の本人確認書類（写しを含みます。）の提示を求めたことによって取得した個人情報
2. 契約者及び連帯保証人（以下「契約者等」と言います。）は、当社が厳格な管理を行った上で、個人情報を第三者に委託して取得・利用させることに同意します。
3. 契約者等は、サービスに関する情報提供、営業上の諸施策、市場調査、マーケティングに利用する目的で、当社が厳格な管理を行った上で、第1項①から③までに規定する個人情報を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した表記売主、リース申込書に記載の手續代行店及び株式会社 SI ソーラー（以下「提携会社等」と言います。）に対し、提供することに同意します。
4. 当社は、法令に基づく場合及び本規程に定める場合を除き、契約者等の事前の同意なく個人情報を第三者に提供しません。

第2条（信用情報機関への登録・利用）

1. 契約者等は、当社が加盟する個人信用情報機関および提携する機関に照会し、契約者等の個人情報が登録されている場合、契約者等の支払能力・返済能力に係る調査の目的に限り、当社がこれを利用することに同意します。
2. 契約者等は、本リース契約に基づく個人情報及び客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下記に定める期間登録され、契約者等の支払能力・返済能力に関する調査のため、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員がこれを利用することに同意します。
 - ①本リース契約に係る申込みをした事実：当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月
 - ②本リース契約に係る客観的な取引事実：契約期間中及び契約終了後5年以内
 - ③債務の支払を延滞した事実：本リース契約の契約期間中及び契約終了後5年
3. 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）は下記とし、本リース契約の契約期間中に別の個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、書面により通知し、契約者等の同意を得るものとします。
 - 株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階
電話：0120-810-414 ホームページ：<https://www.cic.co.jp/>
4. 当社が加盟する個人信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は下記とします。
 - 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号住友不動産上野ビル 5 号館
電話：0570-055-955 ホームページ：<https://www.jicc.co.jp/>
 - 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
電話：03-3214-5020 ホームページ：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

5. 第3項の当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

■氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、契約額、商品名、支払回数等）、支払状況に関する情報（利用残高、支払日、完済日、延滞等の定期的支払状況に関する情報等）

第3条（個人情報の開示等の請求）

1. 契約者等は、当社に対し、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去（以下「開示等」と言います。）を請求することができます。また、第1条第3項に規定する提携会社等並びに第2条第3項で規定する個人信用情報機関に対し、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、自己に関する個人情報を開示するよう求めることができます。
2. 前項の規定により、開示を求める場合は下記にご連絡ください。
 - 当社に開示を求める場合：第6条記載の問い合わせ窓口
 - 個人信用情報機関に開示を求める場合：第2条第3項記載の個人信用情報機関
 - 当社の提携会社等：第1条第3項記載の提携会社等

第4条（個人情報の訂正及び削除）

当社は、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、合理的な範囲において速やかに訂正及び削除いたします。

第5条（本規程に係る同意の任意性）

当社は、契約者等が本規程の全部または一部に同意できない場合、本リース契約の締結をお断りする場合があります。ただし、契約者等が第1条第3項の全部または一部に同意できない場合はこの限りではなく、また、既に本規程に係る個人情報の利用・提供を行っている場合において、契約者等から中止の申出があれば、それ以降当該利用・提供を中止いたします。

第6条（問い合わせ窓口）

当社の問い合わせ窓口は下記の通りです。

〒105-0021

東京都港区東新橋 2 丁目 9 番 1 号 CIRCLES 汐留 7 階 TEPCO ライフサービス株式会社

第7条（事業者及び個人情報保護管理者）

事業者：TEPCO ライフサービス株式会社

個人情報保護管理者：事業管理部長

第8条（契約不成立時の取扱い）

本リース契約が成立しない場合、申込みの事実については第1条に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（本規程の変更）

本規程を変更する必要がある場合、当社は、必要な範囲で本規程を変更できるものとします。

その他の重要事項について

本リース契約に伴って、手續代行店や当社が提示するシミュレーションはその内容を保証するものではありません。（お住まいの地域、お住まいの状況等によって異なります。）

電気需給契約に関する重要事項説明書

■このページは、電気事業法第2条の13に基づく重要事項の説明を実施することを目的としています。この内容は重要ですから、必ず最後までお読みいただき、十分ご理解いただいたうえでお申込みください。なお、本内容はマイページまたは当社ホームページにて、いつでもご確認いただけます。

■本内容は電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）および各種メニュー定義書の中から、特に重要な箇所を抜粋したものです。需給約款および各種メニュー定義書は、マイページまたは当社ホームページにてご確認いただけます。

☐ 「ゼロからでんき」は、TEPCOライフサービス株式会社（登録番号 A0679）が提供するサービスです。

☐ 電気料金およびその算定方法

・料金

料金は、電力量料金、デンチ割、ソーラー割、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量により、次の単価を適用して算定いたします。

供給区域	1キロワット時あたりの単価	
	契約電流60アンペア以下または 契約容量6キロボルトアンペア以下	左記以外
北海道電力株式会社	29 円 50 銭	31 円 50 銭
東北電力株式会社	26 円 40 銭	27 円 50 銭
東京電力パワーグリッド株式会社	26 円 40 銭	27 円 50 銭
中部電力株式会社	26 円 40 銭	27 円 50 銭
北陸電力株式会社	21 円 30 銭	22 円 40 銭
関西電力株式会社	22 円 40 銭	23 円 40 銭
中国電力株式会社	24 円 40 銭	25 円 40 銭
四国電力株式会社	24 円 40 銭	25 円 40 銭
九州電力株式会社	23 円 40 銭	24 円 40 銭
沖縄電力株式会社	27 円 00 銭	27 円 00 銭

・デンチ割
「ゼロからデンチ」サービスを利用されるお客さまには、デンチ割を適用いたします。
毎日1時から6時までの使用電力量に対し、10%の割引率を設定いたします。
本割引はソーラー割との併用が可能です。

・ソーラー割
「ゼロからソーラー」サービスを利用されるお客さまには、ソーラー割を適用いたします。
毎日1時から6時までの使用電力量に対し、10%の割引率を設定いたします。
本割引はデンチ割との併用が可能です。

・燃料費等調整額
当社は、燃料価格、為替レート、日本卸電力取引所（JEPX）の取引価格の変動を電気料金に反映させる目的で、燃料費等調整額を設定しております。燃料費等調整は、当社の事業経営を安定させるとともに、燃料価格の下落等が起こった場合にはお客さまに差益を還元することを目的としています。毎月の燃料費等調整額はマイページにて、燃料費等調整単価の算定過程詳細は当社ホームページにて、ご確認いただけます。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 × x + 電源調達費調整単価 × y

※ x 、 y = 電源調達実績に基づき当社が定める係数

※九州エリアのお客さまには、別途 離島ユニバーサルサービス調整が発生いたします。

・使用電力量の算定および期間
使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給量といたします。料金の算定期間は、計量期間または月末締め（毎月 1 日から末日までの期間）とし、お客さまの設備状況等に応じて当社が決定いたします。料金の算定期間が月末締めの場合で、当該地域の一般送配電事業者から受領した使用電力量の速報値と確報値との間に、通信不良等の理由で差異が生じた場合は料金の差額を翌月以降に精算いたします。

☐ 料金の支払方法
電気料金は「ゼロからデンチ」および「ゼロからソーラー」のリース料金と合わせてお支払いいただきます。

☐ 当社からの通知・連絡等
当社からの需給契約締結前後の書面交付、検針票、請求書の送付、その他通知、連絡等はすべて電磁的方法（電子メール、当社ホームページ又はスマートフォンアプリ等を利用する方法をいいます。）で提供いたします。郵送でのお知らせには対応しておりません。

☐ 契約成立と契約期間
本契約は、当社がお申込み内容を確認し、契約締結後交付書面をお客さまにお送りした日に成立いたします。契約期間の満了日は、一律 3 月の計量日の前日までとなります。契約期間にかかわらず、解約に対する違約金などの制限はございません。

☐ 契約の更新
契約期間満了後、お客さま または 当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年毎に同一条件で更新され、当社は事前に新たな契約期間をお客さまにメール等でお知らせします。この際、書面のご案内を省略することについてご承諾いただけます。

●申込みの方法

需給約款、託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、お申込み内容が、当該地域の一般送配電事業者が保有する情報（以下「託送情報」といいます。）と一致しない場合、当社は、当該託送情報に基づき、お客さまの申込み内容の修正を行います。

●供給開始予定年月日

当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

●供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

●契約容量の決定方法

各月の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、当社の各種メニュー定義書に定める算式によって算定された値といたします。

●工事に関する費用と支払方法

電気の供給や使用に必要な工事等は、託送供給等約款に定める標準工事の範囲内の場合、一般送配電事業者の負担で行います。標準工事の範囲外である場合で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

●供給の停止

次のいずれかに該当する場合、電気の供給が停止されることがあります。なお、電力会社の切り替えを理由に停電することはありません。

- ・電気の保安上の危険がある場合
- ・お客さまが料金等の支払い期日を経過してなお支払われず、当社との契約が解約となった場合
- ・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・その他、当社が定める需給約款に反した場合

●不正使用にかかる違約金

電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

●託送約款等の遵守

- ・計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者が、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- ・一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障が生じた場合、またはお客さまの電気工作物に異状もしくは故障が生じたことにより一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
- ・その他、託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

●お客さまからの申出による契約の変更および終了

- ・お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準じて、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- ・お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。

●当社からの申出による契約の終了

当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払されない場合
- ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払されない場合
- ・本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払されない場合
- ・お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ・お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ・お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ・お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ・お客さまがその他本約款に反した場合

（弊社使用項目）

☐ 申込者の本人確認実施済み

「ゼロからでんき」サービスに関するお問い合わせ

TEPCOライフサービス株式会社（登録番号 A0679）
03-4405-0565（平日9時から17時まで） info@tepcو-ls.co.jp

連帯保証人予定者様のお控えです

リース契約条項

第1条 (このリース契約の趣旨)

- TEPCO ライフサービス株式会社 (以下「乙」といいます。) は、お客さま (以下「甲」といいます。) が指定した表記リース物件 (以下「物件」といいます。) を表記リース物件の売主 (以下「売主」といいます。) から買い受けて甲にリースし、甲はこれを借り受けます。
- この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条 (物件の引渡し)

- 物件は、売主から表記商品設置先に搬入されるものとし、甲は物件が搬入及び設置が完了したときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって甲の負担で売主のために物件を保管します。
- 甲は、搬入された物件について、甲の負担で直ちに次の各号について検査を行うものとし、
 - 甲が指定した品名、型式及び数量の通り相違ないこと
 - 外観上の破損や汚れがない新品であること
 - 施工上の不具合がないこと
 - 物件が正常に移働すること
 - 前各号のほか、物件の品質、種類及び数量 (規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含みます。) についてこの契約の内容に適合していない点がないこと
- 甲は、前項のすべての検査項目について適合していることを確認したときは、直ちに当該確認を行った日付を記載した乙所定の物件借受証を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは物件借受証に記載された日付 (以下「借受日」といいます。) をもって完了するものとし、
- 前項において検査項目について適合していることを確認した日が、表記商品設置先の不動産について甲が引渡しを受けた日より前である場合、甲は、前項の定めにかかわらず当該不動産の引渡し日を記載した物件借受証を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは当該借受日をもって完了するものとし、
- 甲が正当な理由がないのに物件の受領を拒み、又は第2項各号の検査項目に適合しない項目がないにもかかわらず物件借受証を交付しない場合、乙はこの契約を解除することができるものとし、この場合、甲は売主との間で直接、解除後の物件の精算について解決するものとし、

第3条 (物件の品質等の不適合等)

- 物件の品質、種類及び数量 (規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含みます。) がこの契約の内容に適合していない場合又は施工上の不具合があった場合においても、乙は責任を負わないものとし、
- 前条に定める検査において不適合が判明した場合又は検査のときには通常発見できないような不適合が検査後に判明した場合、売主が甲に対して直接に責任を負うものとし、乙は、甲からの請求に基づき、かかる不適合に関して売主に対してその責任を請求できる乙の権利を甲に譲渡する手続をとるなど、甲の売主への直接請求に協力するものとし、
- 乙は、甲からの所定の書面による申出により、物件について前項に定める不適合があると認めた場合、当該不適合が解消されたと乙が認めるまでの間、原則としてリース料の請求を停止するものとし、
- 天災地変等の不可抗力や乙の責めに帰すことができない事由によって、物件の引渡しが遅延し又は不能になった場合、乙はその責めを負わないものとし、

第4条 (物件の所有権等標識)

- 乙は、物件がこの契約の対象リース物件である旨の標識を物件に貼付することができるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に当該標識を貼付します。
- 甲は、リース期間中、物件に貼付された前項の標識を維持します。

第5条 (物件の使用)

- 甲は、第2条第3項又は第4項による物件の引渡完了後リース期間が満了するまでの間、表記商品設置先において物件を使用することができます。
- 甲は、物件の引渡完了後リース期間が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとし、
 - 物件の改造、加工等、原状を変更する行為
 - 第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害する行為
 - 第三者への転貸
 - 物件の占有を移転し、又は表記商品設置先からの移設
 - この契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること
- 第三者が物件について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第6条 (リース期間)

リース期間は、借受日 (以下「リース開始日」といいます。) から起算して表記リース期間に記載された期間とします。

第7条 (リース料金)

- 甲は乙に対し表記月額リース料金 (税込) を、表記お支払方法及びお支払日 (振替日) に記載の条件に従って、リース料金を支払います。
- 甲は、表記お支払方法及びお支払日 (振替日) 以外の方法でリース料金の支払いをする場合の支払いに要する費用 (銀行振込手数料又はコンビニ払込手数料等) を負担します。
- 甲は、リース開始日の税率に基づいて計算した消費税相当額を負担するものとし、消費税額が増額された場合にはその増額分を負担するものとし、

第8条 (保険)

- 乙は、リース期間中、物件に動産総合保険を付保します。
- 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
- 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
 - 物件が修理可能な場合で、甲が物件を自らの費用で修繕し修復した場合に限って、乙は保険金相当額を甲に支払います。
 - 物件が滅失し又は損傷して修復不能の場合、甲は乙に支払われた保険金額を限度として物件に係る第10条第1項に定める損害賠償金の支払いを免れます。

第9条 (契約違反・期限の利益の喪失)

- 甲が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然にこの契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残リース料全額を乙に支払います。
 - 支払期日にリース料の支払いを遅滞し、乙から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - この契約の申込時の申告に虚偽があることが判明したとき
 - この契約の条項の一つにでも違反したとき
 - 小切手又は手形の不渡りを1回でも発生させたとき、債務者となる電子記録債権が支払不能となったとき、その他支払いを停止したとき
 - 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、又は再生手続、更生手続若しくは破産手続開始の申立てがあったとき
 - この契約以外に乙と締結している他の契約がある場合で当該契約に基づく債務の履行を遅滞し、又は当該契約条項に違反したとき
- 甲が乙に対して直ちに前項の支払いをしないときは、乙は催告を要し

ないで通知のみで、この契約を解除することができます。

- 前項の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は第12条の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、損害賠償として残リース料相当額を直ちに乙に支払います。
- 前項において物件の返還が不能である場合、甲は乙の請求により損害賠償として、残リース料相当額を直ちに乙に支払います。

第10条 (物件の滅失・損傷)

- リース期間中、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、損傷その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は残リース料相当額の損害賠償金を乙に支払います。
- 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第11条 (遅延損害金)

甲は、リース料金その他この契約に基づく金銭債務の支払いを怠った場合又は乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠った場合、当該支払期日又は立替払日の翌日から支払い済みに至るまで支払うべき金額に対して年6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、

第12条 (物件の返還及び精算)

- この契約が又は契約の解除により終了した場合、甲は直ちに物件を乙の指定する場所に返還します。
- 前項の返還に係る費用は甲が負担するものとし、
- 甲が物件の返還を遅延し、乙から催告を受けたときは、甲は返還が完了するまでの間、遅延日数に応じてリース料金相当額の損害金を乙に支払うとともにこの契約の定めに従います。
- 甲が物件の返還を遅延した場合、乙又は乙の指定する者により行われる物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- 本条に基づき、物件が返還され、かつ、甲が乙に対し負担する損害賠償金その他この契約に基づく金銭債務の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差し引いた金額を甲に返還します。

第13条 (リース期間満了後の対応)

リース期間満了が満了した場合において、甲がリース期間のリース料の全額を支払っている場合、物件の所有権は何らの手続を要することなく甲に無償で移転するものとし、甲は物件を取得するものとし、

第14条 (連帯保証人)

- 連帯保証人は、この契約を承認し、甲がこの契約に基づいて乙に対し負担する以下の金銭債務 (以下「主たる債務」といいます。) について、甲と連帯して保証し、保証債務を履行します。
 - 第7条第1項に規定するリース料及び第7条第3項に規定する消費税相当額
 - 第9条第1項、第3項及び第4項並びに第10条第1項に基づき支払いが必要となる残リース料全額及び残リース料相当額の損害賠償金
 - 第12条第3項に規定する損害金
- 前各号に係る第11条に規定する遅延損害金
- 連帯保証人は、乙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。また、連帯保証人は、この契約による甲のすべての債務が完済されるまで乙の権利に代位しません。
- 乙が連帯保証人 [のいずれか一人] に対して履行の請求をしたときは、甲 [及び他の連帯保証人] に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとし、
- 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとし、
 - 甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がな

いことを、乙に対して表明及び保証します。

- 財産及び収支の状況
- 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
- 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第15条 (反社会的勢力の排除)

- 甲及び連帯保証人は、この契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団等」といいます。) に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - その他暴力団等との社会的に避難されるべき関係を有すること
- 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を棄損し、又は乙の業務を妨害する行為
- 甲、連帯保証人が暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除にともなう措置については、第9条が適用されるものとし、
- 前項の乙の権利行使により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第16条 (費用負担額)

- 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- 甲は、この契約に基づく支払いに課される消費税額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

第17条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第18条 (合意管轄)

甲は、この契約について紛争が生じた場合、訴額のいかにかわらず、甲の住所地、契約地及び乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上